



市 章

# 大津市公報

平 成 25 年 9 月 17 日  
第 2 1 3 8 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
99 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則.....	1
<b>告 示</b>	
212 道路の区域の変更について.....	1
213 道路の供用の開始について.....	2
217 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について.....	2
218 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について.....	2
219 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出について.....	3
220 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について.....	3
221 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について.....	3
222 介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出について.....	4
223 肝炎ウイルス検査に係る手数料等の徴収事務の委託について.....	4
224 子宮頸がん検診に係る手数料の徴収事務の委託について.....	4
<b>公 告</b>	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	5
<b>消 防 局 訓 令</b>	
4 大津市消防処務規程の一部改正.....	5

## 規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第99号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則（平成25年規則第69号）の一部を次のように改正する。  
附則中「同年10月1日」を「平成26年1月1日」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 大津市告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成25年9月2日から同月13日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年9月2日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1106号線	大津市和邇南浜字北西133番1地先から 大津市和邇南浜字北西133番1地先まで	変更前	最小 2.6～最大 2.8	17.2
		変更後	3.4	17.2

市道南0316号線	大津市別保三丁目字別保1031番2地先から 大津市別保三丁目字別保1031番6地先まで	変更前	最小 1.8～最大 5.6	21.2
		変更後	最小 2.5～最大 6.9	21.2

(平成25年9月2日揭示済)

**大津市告示第213号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成25年9月2日から同月13日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
平成25年9月2日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1106号線	大津市和邇南浜字北西133番1地先から 大津市和邇南浜字北西133番1地先まで	平成25年9月2日
市道南0316号線	大津市別保三丁目字別保1031番2地先から 大津市別保三丁目字別保1031番6地先まで	平成25年9月2日

(平成25年9月2日揭示済)

**大津市告示第217号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。  
平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アネシス大津京	大津市鏡が浜15番41号	田中ケアサービス株式会社 代表取締役 田中正孝	滋賀県長浜市木之本町木之本1768番地	通所介護	平成25年9月1日	2570100194
大津月輪ケアコミュニティそよ風	大津市月輪三丁目24番2号	株式会社ユニマットそよ風 代表取締役 渡邊信義	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	訪問介護	平成25年9月1日	2570103727
リハビリデイサービスドリーブ	大津市御殿浜6番29号	株式会社ドリーブ 代表取締役 松岡洋司	大津市御殿浜6番29号	通所介護	平成25年9月1日	2570103768
はなまる訪問介護	大津市光が丘町4番77号	石山ホームケアリング株式会社 代表取締役 岡田祥明	大津市光が丘町4番77号	訪問介護	平成25年9月1日	2570103776
はなまるデイサービス	大津市光が丘町4番77号	石山ホームケアリング株式会社 代表取締役 岡田祥明	大津市光が丘町4番77号	通所介護	平成25年9月1日	2570103776

**大津市告示第218号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
大津ケアセンターそよ風	大津市瀬田三丁目18番20号	株式会社ユニマツトそよ風 代表取締役 渡邊信義	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	訪問介護	2570101044	平成25年8月31日

大津市告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
小規模多機能型居宅介護事業所まごころの家みどり	大津市桜野町一丁目15番3号	株式会社まごころ 代表取締役 八田泰寛	大津市桜野町一丁目14番18号	小規模多機能型居宅介護	2590100042	平成25年7月31日

大津市告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アネシス大津京	大津市鏡が浜15番41号	田中ケアサービス株式会社 代表取締役 田中正孝	滋賀県長浜市木之本町木之本1768番地	介護予防通所介護	平成25年9月1日	2570100194
大津月輪ケアコミュニティそよ風	大津市月輪三丁目24番2号	株式会社ユニマツトそよ風 代表取締役 渡邊信義	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	介護予防訪問介護	平成25年9月1日	2570103727
リハビリデイサービスドリープ	大津市御殿浜6番29号	株式会社ドリープ 代表取締役 松岡洋司	大津市御殿浜6番29号	介護予防通所介護	平成25年9月1日	2570103768

大津市告示第221号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
大津ケアセンターそよ風	大津市瀬田三丁目18番20号	株式会社ユニマツトそよ風 代表取締役 渡邊信義	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマツト青山ビル	介護予防訪問介護	2570101044	平成25年8月31日

## 大津市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
小規模多機能型居宅介護事業所まごころの家みどり	大津市桜野町一丁目15番3号	株式会社まごころ 代表取締役 八田 泰寛	大津市桜野町一丁目14番18号	介護予防小規模多機能型居宅介護	2590100042	平成25年7月31日

## 大津市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成25年9月2日から平成26年3月31日までの間、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく肝炎ウイルス検査に係る手数料、大腸がん検診に係る手数料、肺がん検診に係る手数料及び胃がんリスク検診に係る手数料の徴収事務を、次のものに委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

医療機関	代表者氏名	所在地
いしやま内科整形外科	奥村 嘉章	大津市松原町14番7号

## 大津市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、平成25年9月4日から平成26年3月31日までの間、大津市手数料条例（平成12年条例第12号）に基づく子宮頸がん検診に係る手数料の徴収事務を、次のものに委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月17日

大津市長 越 直 美

医療機関	代表者氏名	所在地
清水産婦人科	清水 良彦	草津市野村三丁目18番5号

## 公 告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成25年8月27日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市粟津町2番63号 有限会社マキ不動産販売 取締役 牧 武紀	開発区域 大津市国分一丁目字畑ヶ山 776番1の一部、同番2、同 番12及び同番13	開発区域 1,116.84m <sup>2</sup>	平成25年 8月26日	第1131号

大津市馬場二丁目 7 番 7 号 アヤ八不動産株式会社 代表取締役 服部 克己 草津市上笠四丁目 23 番 78 号 大伴 博	大津市勸学二丁目字祇園田 243 番 6	1,022.06㎡	平成 25 年 8 月 27 日	第 1133 号
---	-------------------------	-----------	---------------------	----------

(平成 25 年 8 月 27 日 掲示 済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成 25 年 9 月 3 日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市八屋戸 1236 番地の 52 近藤 隆夫、近藤 ひろみ	大津市八屋戸字パチ山 1236 番 50、同番 51 及び同番 52	814.57㎡	平成 25 年 8 月 28 日	第 1132 号

(平成 25 年 9 月 3 日 掲示 済)

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 4 号

大津市消防処務規程（昭和 47 年消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 17 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 16 条の見出しを「（署及び分署等勤務）」に改め、同条第 1 項中「署に」を「署及び分署等に」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 隔日勤務は、北消防署及び東消防署並びに分署等にあつては消防第 1 係と消防第 2 係とが、救急第 1 係と救急第 2 係とがそれぞれ交代で、中消防署にあつては指揮第 1 係と指揮第 2 係とが、消防第 1 係と消防第 2 係とが、救急第 1 係と救急第 2 係とが、救助第 1 係と救助第 2 係とがそれぞれ交代で、南消防署にあつては消防第 1 係と消防第 2 係とが、救急第 1 係と救急第 2 係とが、救助第 1 係と救助第 2 係とがそれぞれ交代で、勤務するものとする。

第 17 条中「又は署」を「、署又は分署等」に改める。

第 18 条第 1 項中「署」の次に「及び分署等」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とする。

第 19 条第 1 項中「署長補佐、分署長及び出張所長」を「副署長、署の参事及び署長補佐並びに分署長及び出張所長」に、「勤務表（様式第 2 号）」を「所定の様式による勤務表」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 勤務員は、命じられた勤務に服したときは、所定の様式による勤務表に、必要な事項を記載し、及び押印しなければならない。

第 19 条に次の 1 項を加える。

4 勤務員は、警守勤務に服したときは、所定の様式による警守記録簿に必要な事項を記載し、その責任を明らかにしなければならない。

第 20 条中「勤務日誌（様式第 5 号）」を「所定の様式による勤務日誌」に改める。

第 25 条第 1 項中「署長補佐、分署長又は出張所長」を「副署長、署の参事若しくは署長補佐又は分署長若しくは出張所長」に改め、同条第 2 項中「署長補佐」を「署長」に改め、同条第 3 項中「署長補佐又は分署長」を「副署長、署の参事及び署長補佐並びに分署長」に改める。

第 27 条第 2 号及び第 3 号を次のように改め、同条第 4 号を削る。

業務調整会

業務担当者会議

第 28 条第 1 項中「所属長会」を「所属長会及び業務調整会」に、「毎月 2 回」を「毎月 1 回」に改め、同条第 2 項中「幹部会、主任会及び全員研修会」を「業務担当者会議」に改め、「おおむね毎月 1 回一定の期日に」を

「必要に応じて」に改める。

第30条第1項第2号中「様式第6号」を「様式第2号」に、同項第5号中「総務課長」を「消防総務課長」に改める。

第32条第1項中「電話受信票（様式第7号）」を「所定の様式による電話受信票」に改める。

第36条中「1に該当するもの」を「いずれかに該当する者」に改める。

第38条第2号中「幹部会等」を「業務調整会」に改める。

第39条中「及び署」を「並びに署及び分署等」に、「総務課長」を「消防総務課長」に、「署にあっては」を「署及び分署等にあっては」に改める。

第40条中「通曉」を「精通」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条各号を次のように改める。

管内の状況に関すること。

関係法規に関すること。

消火技術及び救急活動要領に関すること。

訓練礼式及び消防活動訓練に関すること。

電話の受発及び交換取扱要領に関すること。

安全運転に関すること。

公正な職務の執行の確保に関すること。

その他勤務上必要な事項に関すること。

第42条中「一般教養実施状況報告書（様式第8号）」を「所定の様式による一般教養実施報告書」に改める。

第45条中「の1」を「のいずれか」に、「行なう」を「行う」に、「様式第9号」を「様式第3号」に改め、同条第1号中「および」を「及び」に改める。

第49条第1項中「所属長」の次に「又は分署長」を加え、同条第2項中「休暇願（様式第10号）」を「所定の様式による休暇願」に、「管外旅行願（様式第11号）」を「所定の様式による管外旅行願」に改める。

第50条中「苦情」を「要望、苦情」に、「すみやかに報告書（様式第12号）により」を「速やかに」に改める。

第52条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「消防自動車、救急自動車その他の車両及び車両以外」を「消防用自動車、消防艇及び車両等以外」に改め、同条第3項第1号中「および」を「及び」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「別表第5」を「別表第4」に改め、同号を同項第2号とする。

第54条第1項第1号中「消防自動車、救急自動車その他の車両」を「消防用自動車」に改め、同項第3号中「の車両以外の機械は、作業点検および」を「に掲げる車両等以外の機械は、始業点検及び」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「別表第4および別表第5」を「別表第3及び別表第4」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「消防艇および消防自動車」を「、消防用自動車及び消防艇」に、「または」を「又は」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第55条中「そのつど道路運送車両法に基づく報告および」を「その都度、」に、「様式第13号」を「様式第4号」に改め、同条ただし書中「および」を「及び」に改める。

第56条第1項中「および」を「及び」に、「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条第2項中「ただちに」を「直ちに」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「様式第14号」を「様式第5号」に改める。

第57条中「別表第6」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

帳簿名	様式	備付け区分
車両台帳	様式第6号	所属
水管台帳	様式第7号	署
水管使用簿	様式第8号	署
燃料受払簿	様式第9号	署
機関日誌	様式第10号	署
運行日誌	様式第11号	署
自動車修理台帳	様式第12号	警防課
指定業者別修理台帳	様式第13号	警防課
車両運行日報	様式第14号	所属

第59条中「または」を「又は」に、「様式第27号」を「様式第15号」に改める。  
 第60条第2号中「課長、室長」を「管理監、課長」に改める。  
 第61条中「本部」を「同本部」に、「様式第28号」を「様式第16号」に改める。  
 別表第2から別表第4までを次のように改める。

**別表第2**（第52条関係）

消防機械分類表

区 分		
消防用自動車	消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車（ポンプ車）
		水槽付消防ポンプ自動車（タンク車）
		化学消防ポンプ自動車（化学車）
	救助工作車	救助工作車
	救急自動車	救急自動車
	その他の消防用自動車	はしご付消防ポンプ自動車（はしご車）（ポンプ装置のないものを含む。）
		支援車
		指揮車
		指令車
		広報車
		資機材搬送車（資材車）
		小型動力ポンプ積載車（積載車）
		査察車
		連絡車
		人員搬送車
原動機付自転車（警防バイク）		
その他の車両		
消防艇	消防艇	
	小型動力船（救助艇）	
その他の機械	放水器具のうち、小型動力ポンプ	
	救助器具のうち、発動発電機及び船外機	
	破壊器具のうち、エンジンカッター及びチェーンソー	
	その他、局長が必要と認めるもの	

備考 ( )内は、略称を示す。

**別表第 3**（第 52 条関係）

## 消防器具

放水器具（小型動力ポンプを除く。）

救助器具（発動発電機及び船外機を除く。）

破壊器具（エンジンカッター及びチェーンソーを除く。）

保護器具

測定器具

救急器具

水防器具

その他の器具

**別表第 4**（第 52 条関係）

## 予防用器具

査察用器具

消防検査用器具

訓練指導用器具

火災調査用器具

その他予防業務に必要な器具

別表第 5 及び別表第 6 を削る。

様式第 1 号中「様式第 1 号」を「様式第 1 号（第 13 条関係）」に改める。

様式第 2 号から様式第 11 号までを次のように改める。



様式第 2 号 ( 第 30 条関係 )

書留郵便物等受授簿

月日	種別	宛先	発信者	取扱者	受領者

様式第 3 号 ( 第 45 条関係 )

懲戒処分上申書

年 月 日

大津市消防局長 殿

所属長

係別職名氏名生年月日			
懲戒事由が生じた年月日			
上申事由			
平素の勤務成績及び信望の程度			
素行及び家庭の状況			
過去における表彰状況			
証明資料			
備考			

様式第 4 号 ( 第 55 条 関 係 )

署 長 分署長	副署長 (所長)	参 事	補 佐 副参事	係 長 主 査	主 任
------------	-------------	-----	------------	------------	-----

消 防 機 械 器 具 点 検 表

車 名 \_\_\_\_\_

点検日 \_\_\_\_\_

No	器具名	数量	良否	No	器具名	数量	良否
	放水器具						
	救助器具						
	破壊器具						
	保護器具						
	測定器具						
	救急器具						
	水防器具						
	査察用器具						
	消防検査用器具						
	訓練指導用器具						
	火災調査用器具						
	その他の器具						
備考				点検者			

消 防 機 械 器 具 点 検 表

積載以外の器具

点検日

No	器具名	数量	良否	No	器具名	数量	良否
	放水器具						
	救助器具						
	破壊器具						
	保護器具						
	測定器具						
	救急器具						
	水防器具						
	その他の器具						
備考				点検者			

様式第 5 号 ( 第 56 条関係 )

依頼課						処理課				
署 長 分署長	副署長 (所長)	参 事	補 佐 副参事	係 長 主 査	主 任	課 長	参 事	補 佐 副参事	係 長 主 査	主 任

消防機械器具修理依頼書

年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の消防機械器具の修理を依頼します。

記

消防機械器具名 \_\_\_\_\_

内 容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

処理状況	受付月日時分
_____	<p>月 日</p> <p>時 分</p>
_____	
_____	
_____	
_____	

様式第 6 号 ( 第 57 条関係 )

( 第 1 葉 )  
車 両 台 帳

車両種別		配置情報		
車両名称				
登録番号				
車両番号				
無線番号				
対空表示				
車体の形状				
購入	購入年月日			
	購入方法		エンジン型式	
	購入金額		原動機番号	
	シャーシ納入先		最大出力	
	艀装メーカー		消防検定出力	
	更新年度		最大トルク	
車検情報	種別・用途	エンジン	気筒	
	初年度登録日		排気量	
	車検有効年		圧縮比	
	車検有効日		燃料	
	自賠償保険料		燃料タンク	
	重量税		冷却水	
			オイル	
シャーシ	メーカー	仕様	オルタネータ	
	型式		バッテリー	
	車台番号		A T	
	定員		4 W D	
	最大積載量	パワステ		
	車両重量	A B S		
	車両総重量			
	全長			
	全幅			
	全高			
	ホイールベース			
	トレッド前			
	トレッド後			
	最小回転半径			
最低地上高				
登坂能力				
タイヤ ( 前 )				
タイヤ ( 後 )				













様式第11号 (第57条関係)

運 行 日 誌

署 長 分署長	副署長 (所長)	参 事	補 佐 副参事	係 長 主 査
------------	-------------	-----	------------	------------

年 月 日		曜日	天候
車名		氏名 印	
課 名	同乗者名	時 間	走 行 経 路
	外 名		
	外 名		
	外 名		
	外 名		
	外 名		
	外 名		
	外 名		
出庫	メーター	入庫	メーター 走行距離
ガソリン		オイル	
修理状況・その他			

様式第12号から様式第22号までを削り、様式第23号中「様式第23号」を「様式第23号（第57条関係）」に改め、同様式を様式第12号とし、様式第24号中「様式第24号」を「様式第24号（第57条関係）」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第25号を削る。

様式第26号中「様式第26号」を「様式第14号（第57条関係）」に改め、同様式を様式第14号とし、様式第27号中「様式第27号」を「様式第15号（第59条関係）」に改め、同様式を様式第15号とし、様式第28号中「様式第28号」を「様式第16号（第61条関係）」に改め、同様式を様式第16号とし、様式第29号を様式第17号とする。

#### 附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。